

## 平成 29 年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

I 日 時 平成 29 年 6 月 20 日（火） 9:30～12:00

II 場 所 広島県庁 本館 4 階 海区委員会室  
(広島市中区基町 10 番 52 号)

III 出席委員 山尾委員（議長）、花輪委員、門田委員、佐久間委員、志田委員、三好委員

- IV 議 題
- 1 日本型直接支払制度について
    - (1) 中山間地域等直接支払交付金
    - (2) 多面的機能支払交付金
  - 2 強い農業づくり交付金について
    - (1) 強い農業づくり交付金の概要
    - (2) 鳥インフルエンザ対策施設整備事業
    - (3) 畜産競争力強化対策事業
    - (4) 穀類共同乾燥調製施設の整備
    - (5) 高度環境制御栽培施設の整備
  - 3 消費・安全対策交付金について
    - (1) 消費・安全対策交付金の概要
    - (2) 畜産物の安全の確保
    - (3) 家畜衛生の推進
    - (4) 農薬の適正使用等の総合的な推進
    - (5) 重要病害虫の特別防除等
    - (6) 輸出検疫条件の確立
    - (7) 水産物の安全の確保,
    - (8) 養殖衛生管理体制の整備
  - 4 産地パワーアップ事業について
    - (1) 産地パワーアップ事業の概要
    - (2) トマト産地の拡大

V 担当部署 広島県農林水産局農業経営発展課  
電話 (082) 513-3591

## VI 会議内容

### 1 日本型直接支払制度について

#### 【説明概要】

農業農村の多面的機能の維持発揮を図るため、地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援するもので、多面的機能直接支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の3つの交付金により構成されている。

広島県では2020 農林水産業チャレンジプラン アクションプログラムにおいて「担い手への農地集積と次世代につなぐ農地の維持・管理」及び「地域ぐるみの共同活動による資源の保全」として位置づけられ、担い手へ22,000haの農地を集積することを目標としている。

#### (1) 中山間地域等直接支払交付金

##### 制度の概要と変更点の説明

#### 【説明概要】

##### 全体の概要

- ・平成27年度から4期対策が始まり、県内23市町のうち18市町で実施している。
- ・協定締結数は1,593であり、協定面積は20,855ha、交付単価割合のうち前向きな取組を実施する体制整備単価は約6割となっている。
- ・最大の面積に取り組んでいるのが庄原市、次が三次市、北広島町と続いている。

##### 集落協定の概要

- ・集落協定参加者の79%が農業者であり、農用地は田が98.5%となっている。
- ・約25億5千万円が集落協定に交付されており、その約5割が共同取組活動に活用されているが、前期に比べやや農業者への配分が増えている。
- ・交付金はほとんどの集落で農道や水路の清掃・維持管理活動に活用されるほか、共同利用機械や施設の購入費用に充てるなど、前向きな取組みに活用されている。

##### 個別協定の概要

- ・個別協定は認定農業者が約半数を占め、交付単価についても前向きな取組をする体制整備単価となっている。

##### 取組の推移

- ・集落協定は3期から4期の移行時に減少したが、その後は若干面積が増えている。
- ・協定数は減少したが、協定の統合により協定面積が増加している市町もある。
- ・広島県の農業就業人口は減少し、65歳以上の比率も上昇し続けているが制度発足以降、農業就業人口の減少率に比べて耕地面積の減少率はゆるやかになっている。

## (2) 多面的機能支払制度

### 【説明概要】

地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。

農地維持支払交付金は水路、農道等の管理を地域で取り組むことに対し支援する。

資源向上支払交付金は水路、ため池などの軽微な補修に対し支援する。

県内 18 市町で取り組まれ、取組面積は 18,631ha でカバー率は 35.3%となっている。

交付金額は 11 億 26 百万円であり、平成 26 年の事業設立時には大きく増加したが、現在伸びは鈍化している。(対前年では 468ha 増加)

高齢化や離農が進むなか今後の活動が難しくなっている地域もあり、集落間の連携や地域外からの新たな担い手の確保など広域化した取組を推進する必要がある。

今後、持続的な農業生産活動を可能とするため、「地域資源保全管理構想」や「人・農地プラン」の策定をきっかけに担い手への農地集積を促す必要がある。

### 【意見交換】

委員 広島市の「影浦、中畑、野稻原、中村」の 4 集落の取り組みについて教えてほしい。環境的な取組である水路の清掃と草刈、鳥獣害対策、シバザクラなどが米の質にも影響しているのではないかと思う。この地区の米は安価（8,500 円／30kg）で美味である。

事務局 中国四国農政局長表彰で最優秀組織を受賞したこの地区は、圃場整備をきっかけに（農）よしやまを設立した。協定の構成員が法人の構成員でもあり生産と維持活動を一体的に行っていることが評価された。農業生産だけでなく農業体験教室を行うなど地域の状況を発信していることも受賞の要因である。

委員 集落マスタープランの内容は人材育成的な要素で入っていると思われるが、担い手育成に何をどうして、どう寄与したか具体的なことを聞きたい。担い手が少ないことが解消されたのかどうか、報告書だけではよくわからない。

事務局 集落マスタープランは具体的にこういった取組をすると協定に記載し、それに向かって取り組んでいくものである。

具体的な取り組み内容を書いたことに対する、各成果のフォローアップはできていない。今年は中間年評価なのでこれまでの取り組みを、各協定単位に市町と協定がフォローアップするのでその機会に確認していきたい。

委員 集落マスタープランにとりあえず書いてあることはわかる。以前から担い手、担い手と言っているが具体的でない。具体的にお金を使って、他に優良事例はないのですか、いい事項があれば報告してほしい。ただ、単にお金をあげる時代ではなくなっており、活かす方向を考えてほしい。

議長 具体的な優良事例の報告について検討して欲しい。

委員 集落マスタープランを作る時の体制について、基本的なやり方、プログラムがあつて作成しているのではないか。セオリー、見本はどうなっているのですか。特徴のある取組をしている吉山地区は、若い人がかなり一緒になってやっている。そういった組織の在り方、マスタープランの建て方で随分地域差があると思われる。その標準的なものと特徴的なものとをいくつか教えてほしい。

リーダーシップのある人についていくのか、若い人が入ってやるのか、長老がとりまとめるのか、実働したものの勝ちなのか、色んなパターンがあるのではないですか。

事務局 特徴的で、県知事表彰をされるような地区や、リーダーシップがあり集落法人になったりしているところは把握している。

しかし標準的なものは把握していない。そのような地区がどのように取組を始めて、どのように発展したかは把握していない。

議長 標準的なものからどうやったら、特徴的なものへ発展するのかを知りたい。そのような提案があつたらよいのではないのでしょうか。

委員 吉山を外から眺めると普通のところ、動かし方は何かあるはず。県のほうでモデルとして、この地区はこうだからうまくいっているとか、それを把握していただくと良いのではないか、他に紹介することができるのではないですか。

委員 多面的機能支払交付金の取組面積が6ページにあるように伸びが鈍化しているのは何故ですか。

事務局 平成26年度に制定され、一定程度周知されたのが一番大きな理由である。そもそも地域の共同活動に対する支援なので、どんな活動をしたかとか、誰が参加したかとか、どのようにお金を支払ったかなどの事務処理が難しい。

議長 事務処理上の問題が多いのですか。

事務局 市町の担当と話をしたところ、事務処理の問題が多いとのことであった。

委員 それは当初から言われている。事務処理のための応援がどこから出て、どのようになるのですか。また、4ページの推進組織とのからみはどうなっているのですか。

事務局 推進組織は事務の支援を実施している。内容は事業計画の策定時に市町とともに支援する。具体的に草刈りを行う際の写真を撮る、というような支援は行わない。推進組織とは別に事務を委託することができ、土地改良事業連合会が窓口活動組織となっている。現地で写真を撮るようなことはないが、まとめて集計して各申請書を作成することはあり、現在約6,000haが支援対象となつて

いる。

委員 推進組織と連合会のからみはどうなっているのですか。

事務局 推進組織は市町と県と農協で組織しており、土地改良連合会（土連）とは別組織である。事務局は土連内部である。

委員 ため池、水路などはどこの所有ですか。個人、組合、市町ですか。

事務局 土地改良区であるとか市町が所有する場合がある。

委員 市町の所有なら市町が維持するのが筋ではないか。

農家に補助するのは良いが、お年寄りばかりになってくればできなくなる。

だれが所有者なのですか。

事務局 村社会の中で、田と田の間に農道とかあるが地域の方が管理して、個人のものではない。

水路は誰の水路でもなく、圃場整備をすると田の所有権は個人のものであるが、水路とか農道は市町のものとなる。だからといってご指摘の通り市町のものであるから市町が管理するといったことはやっていない。地域の中で管理するのが慣習となっている。

委員 市町ができないのは良くわかる。市の所有となるのなら別の予算として農家に日当を出すほうが継続するのではないか。70、80歳代の人ばかりになれば誰もやらなくなるのではないか。

議長 基本的には地域によって水利組合、土地改良区が持っている。

ため池は個人で持っている場合や、共同で持っている場合など様々である。

ご指摘があったようにお年寄りの方々が運営されているので、そこで培われたルールを若い人たちに継承しようかという活動がかなりされていると聞いている。

地域によっては水利組合を土地改良区に変えるとか逆のケースもある。

いずれにせよ地域がやり易いように、それを持っている財産区があって財政的に支えている場合もある。そこに多面的機能支払が入っていった古いものや多面的支払のようなものが合体していくのが基本的には期待なのかとも思う。

事務局 財産の帰属は色々あるが県、市町、地域にあまり負担にならないように思っているが、財政状況的に難しい面もある。大きな水路や道路とか明らかに大きなものなどはこういった制度と組み合わせたい。この制度も予算に限りがあるのでご理解をお願いします。

委員 市に所有権があるのであれば、管理を制度化してできるようにしたらどうか。そうすれば県が書類を作成支援するなど、県や市が手を出せるようになる。そういったところを考えてほしい。

委員 多面的機能支払交付金の3ページの広域活動組織の例に「婦人会」と記載されている。今はもう婦人会は無くなり、JAなども女性会、部を使用し婦人会は使わない。国のことではあるが訂正するようお願いする。何かの機会があれば伝えてほしい。県として今後の担い手を考えるときに、若者や女性に期待するならばそのように表記するなど気を付けて欲しい。皆に伝わりやすいように表記してほしい。

議長 直接支払については集落マスタープランに色々と記載されているが、実効性を具体的にチェックし報告すること。今後、中間評価で更にチェックされることとなっているが、もう少し具体性をもっていったほうが良い。

集落マスタープランの作成において標準的なものから特徴的なものへ、どうやって移行させていくか、または特徴的なものから成功体験のエッセンスをどのように標準的なものへ波及させ、引き上げるかが問われている。

多面的機能支払への取り組みが鈍化している原因が事務的なところならば、どのように改善するのか提案があった。

水利関係などの施設をどのように次の世代に渡していくことにビジョンを持って欲しい。

## 2 強い農業づくり交付金について

### (1)強い農業づくり交付金の概要

#### 【説明概要】

強い農業づくり交付金事業は、消費者・実需者のニーズに対応した、強い農業づくりを推進することを目標としている。この事業は産地競争力の強化、経営力の強化、流通の合理化を行うために農業者の施設整備等の支援を実施している。

国の支援事業の中では、かなり大型のものを対象にした事業である。

### (2)鳥インフルエンザ対策施設整備事業

#### 【説明概要】

広島県は鶏卵の生産力が強い県であるため、規模の大きな投資がされており、併せて強い農業づくり交付金を活用する機会が多い。ウインドレス鶏舎の整備は、鳥インフルエンザ対策の危機管理対応であり、感染原因の一つと考えられている鳥インフルエンザへ感染している小動物、野鳥の侵入を防ぐことを目的に進めている。一方、ウインドレス鶏舎は温度管理や照明管理により生産効率が良くなる側面もある。

これらの取り組みにより、安全安心で安定的に鶏卵を供給できるものと考えている。

安芸高田市 (有) 向原農園 ウインドレス鶏舎 3 棟  
世羅町 (有) 津口ファーム ウインドレス鶏舎 2 棟  
庄原市 (株) 東城ポートリー ウインドレス鶏舎 3 棟

合計 8 棟を整備する。

### (3) 畜産競争力強化事業

#### 【説明概要】

(株) 東城ポートリーが 2 か年で大阪府柏原市へ G P センターを再編整備する。

生産場面においてコスト低減を目指しているが、飼料価格が高いこともあり削減幅が少なくなっている現状の中、処理施設なり流通段階ではもう少し余力があったため G P センターの再編整備を実施している。同社の鶏卵の約 7 割は京阪神地区に出荷されることから、同地区に G P センターを整備することが、流通コストの削減や価格交渉力の向上など経営に有利になる。

#### 【意見交換】

委員 大阪府で行う事業において広島県のお金が使われる。連携してやっていくことはいいことだが、大阪府で雇用が発生するのだから、大阪府がお金を出せばいいのではないかという疑問がある。

事務局 県内企業が経営戦略に従って事業展開するもので、専ら県内企業が利益を受けることになる。雇用の関係でいうと、大阪府にも既に流通センターのようなものがあり、そこで働いている方々が新しい G P センターで働くことになる。

一方で今年度実施の別の事業で県内の鶏卵生産力が上がることになるので、全体で見れば雇用も守りながら生産性も上げて大阪府に有利に販売していき、県内企業が利益を得る。

大阪府とも連携してきたが、国からは「広島県のメリットが大きいので広島県がやればいいのか」という結論となった。大阪府のほうは広島県の卵を受け入れるわけであるが、専ら広島県産卵の販売強化となるので少しどうか、という経緯もある。

委員 私もこれはおかしいと思っていた。去年もあったが、たとえば街づくりの色々な交付金などで通常は他の関東の先生がきてシンポジウムやイベントをするのには県は一切出さない。

広島県が、今回交付金を出しているということは卵の収益はあがるかもしれないが、雇用費用はみんな外へ流れるわけですね。そうしたときには雇用の人材確保や費用を含めて、広島県内に戻ってくるかどうか、まだわからないところがある。これが一、二例であればよいが、色々なのがでてきたらあそこで

もやったではないか、と話が出てきたときにどこで歯止めをつけるのか、あるいは意味づけをどのようにしているのか、このへんをきちんとしておかないといけないのではないか。

事務局 過去の経緯ではご指摘の通り、どちらかと言えば施設を作る地元の自治体が誘致をして国の補助金を経由するというのが多いと思います。今回のケースでは過去の経緯から考えて、広島県が国の補助金を経由して行うのはどうかと思います、国に確認したところ、制度的には大阪府であれ広島県であれ交付できるものであった。今回の事例で難しいのは建てる工場は単独で存在できないので、本県の養鶏場と連携して一体的に運営するものであり広島県の企業にメリットが高いため、雇用の喪失はあるが、最終的にはこの手法を判断した。国からもそのような指導を頂いた。

委員 昨年もこれは問題にした。受益農業従事者数はそれぞれ 13 名、33 名、97 名となっている。受益農家数ならわかるが従事者数である。本当に庄原に 97 名来るのですか。効率的になるのですよね、生産性が上がって。GPセンターも 97 名となっている。これは東城ポートリー全部であってむしろ雇用者は減るのではないか。広島県のマイナス要素を書かないのですか。既存のGPセンターが無くなるのですよね。大阪に持っていったらわずかに残るだけですよね。

事務局 全体では雇用は維持される計画となっている。セットでこの計画があったと理解していただきながら、GPセンターも建設するがまず売り先を確保して、養鶏場も強化していく。庄原市東城町の雇用は養鶏場の増設で補われ、雇用が広島県で失われることはない。この企業での雇用が少なくなることはない。

委員 昨年もこの件を尋ねた際にも、減らないと言われた。効率が上がり、減らないのならいいのですが、安芸高田市や世羅町のウインドレスを足したら庄原市と同じくらいの施設ですよね。それぞれ効率は違うと思うが 13 名、33 名と 97 名で、一方は 46 名で、もう一方は 97 名である。本当に雇用が保てるのですか。追及しているわけではない。その辺があいまいすぎるのではないか。

委員 これまでの事例から鶏卵処理施設の人数が減るというは確実です。その方々が大阪に行って働くというなら別である。通常、合理化したら人は減りますよね、大阪でまた発生するものもあるでしょう。それぞれのプラスマイナスが精査されているのか、メリット、デメリットが解るような形で挙げるべきではないか。

事務局 はい。わかるようにですね。

議長 GPセンターを域外に作ることにに対する支援に疑義が出ている。

メリット、デメリットを含めてはつきり記載し、そのうえで県内企業が域外に出ていくメリットを書くと説得ができるのではないかと。

#### (4) 穀類共同乾燥調製施設の整備

##### 【説明概要】

世羅町、尾道市御調町にある既存の4つのライスセンターを中央ライスセンターに再編整備する。

事業効果について

- ・ 既存施設の老朽化が進んでおり、高性能の施設に再編整備し利用率の向上を図る。
- ・ 主食用米は需要が減少し、より特徴ある米生産が必要となっている。新施設は担い手毎の個別乾燥が可能となり、減農薬、減化学肥料栽培で生産された米を区分して出荷でき、トレーサビリティにも対応できる。
- ・ 飼料用米の需要が増大しており、生産拡大が求められている。世羅町は養鶏が盛んであり、地元のニーズも高くまた、新たな施設はもみ出荷への対応が可能であり、より低コストで供給できる。

##### 【意見交換】

議長 この新たな施設の導入により、トレーサビリティが可能になるのですか。

事務局 そうです。

委員 飼料用米ですが、この施設で扱う比率はどれくらいか。

事務局 飼料用米は全体数量2,500tのうち300tを見込んでいる。

#### (5) 高度環境制御栽培施設

##### 【説明概要】

竹原市の工業団地へ太陽光を利用しない閉鎖型の植物工場を設置し、リーフレタスを契約周年栽培する。事業主体は(株)野菜工房たけはらで、出資者は地元農家3名、県内企業1法人、県外企業2法人となっている。

平成30年から操業を開始し、加工業者など実需者へ安定供給を行い、3名の農業者育成、33名のパートの雇用創出を図る。平成31年の出荷量は366tを目標としている。

##### 【意見交換】

委員 資料2-3(竹原)課題の3番目「地元の後継者等の人材が先進的な農業経営体で体系的に研修できる仕組みがない」について、人材が体系的に研修できる仕組みが無いということだろうが、その前に先進的な経営体とは何か。

事務局 企業経営体のことです。

委員 書き直すと先進的経営体なので地元の後継者が体系的に研修できないのか、または先進的過ぎるので研修できないとも取れる。実際はどうか。

事務局 先進的な経営体が竹原市に無いので誘致して、そこで農業経営体に入って学ぶことができないということ。

委員 先進的な経営体でないのかという意味ですか。

事務局 竹原市には先進的な経営体が無いので、受け入れる体制がない。

委員 野菜工房たけはらは先進的経営体なのですか。

事務局 そうです。そうなる予定です。

委員 馴染まないのか体系的な研修が出来ないのか、体系的に研修できる仕組みが「野菜工房たけはら」にないのですか。

事務局 他県で事例があり、系列のような形で入ってくる。この中に地元の人が3名入ってきて、ここで農業経営を学ぶことになる。

委員 現在後継者等の人材が研修できる仕組みがないので、これを作ってそこで研修をしたいということですか。

事務局 研修というか、そこで定着して欲しい。

委員 雇用者数33名が後継者の人材にあたるのではないのですか、3名ですか。

事務局 農業経営を行うのは3名です。

委員 そこで働く人33名が体系的に研修できないのか、3名なのですか。

事務局 33名の中にもそういう方はいると思う。33名は基本的にはパート雇用である。

委員 対応の3番目で地元の雇用就農、雇用創出とある。雇用創出が3名か、雇用就農が33名だと思うが。

事務局 雇用就農が3名、雇用創出が33名です。

委員 ちょっと文書的にわからない点がある。

議長 資料及び文章のチェックをお願いします。

### 3 平成 28 年度消費・安全対策交付金について

#### (1) 消費・安全対策交付金の概要

##### 【説明概要】

- ・消費・安全対策交付金は、安全な食料を安定的に供給するために、食料供給の各段階のリスク管理を行う取組みである。
- ・本県においては、「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に位置付けて取組んでいる。推進プランについては概要版を配布しているのでご確認をお願いする。
- ・この交付金の経緯は、平成 13 年に我が国で初めて発生した B S E が発端で、消費者重視の視点という点で国の事業の中身が切り替わった。
- ・B S E は過去の問題となったが、今は次の H A C C P を始めとする、工程管理を含めた食品の安全に視点が移ってきている。

この交付金の目的の一つは①農畜水産物の安全性の向上であり

- ア 農薬の適正使用等の総合的な推進
- イ 畜産物の安全の確保（飼料の安全）
- ウ 水産物の安全の確保

など、それぞれ監視部門の内容となっている。

もう一つは②伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止であり

- ア 家畜衛生の推進
- イ 養殖衛生管理体制の整備
- ウ 重要病害虫の特別防除等
- エ 輸出検疫条件の確立

を推進し①と②の取組を進めて、県民の皆様の食の安全・安心の確保に努めている。

#### (2) 畜産物の安全の確保

##### 【説明概要】

##### 事業の必要性

- ・飼料安全法に基づき広島県の飼料の製造、販売業者、農家へ立ち入りを行い、安全性が確保されているかどうかチェックをしている。
- ・全農家に対し年に 1 回検査できれば良いが、対象数も多いことや、国からも全体の 1 割程度を実施するよう指導があることから、これに基づき立ち入り検査している。
- ・全国会議へ出席して情報収集を行い、飼料の製造・販売業者へ情報提供を実施するとともに、地域での講習会を 2 回実施し啓発を行っている。

今のところ不適切な事例は無いが、安全性の確保という観点から立入検査を継続する。

- ・ 具体的目標 立入検査等の実施率 11.0% (=飼料製造業者や一定規模以上の畜産農家の11.0%)
- ・ 飼料製造業者等への立入件数 56 件，農家に対する巡回指導 168 件，全国会議への出席 1 回，地域講習会の開催 2 回
- ・ 目標 11.0%に対して実績 11.0%

**【意見交換】**

委員 立ち入り検査の実施率 11%は私の感覚では低い気がする。

事務局 農場への立ち入りと業者に対する検査について，感覚的には少ないという感じはない。飼料は定格なものであり，出荷前に給与してはいけない飼料に対して農家は遵守しており，販売店もそれを守り指導している。やればやるほど良いのはわかるが，このレベルで十分やっていけることを理解していただきたい。

(3) 家畜衛生の推進

**【説明概要】**

- ・ B S E の浸潤状況の調査。
  - ・ 家畜伝染病が発生した場合の危機管理，初動防疫体制を確立する。
  - ・ 畜産農家が動物用医薬品を適正に使用することで，畜産物の安全性を確保する。
  - ・ 家畜の飼養現場で疾病の発生予防，まん延防止を行い畜産農家の生産性向上を図る。
- この4つを事業の必要性に位置付けている。

家畜衛生の推進における目標値は，疾病の発生件数と検査件数をもとに目標を設定している。平成 28 年度以前の状況は，平成 25 年から 27 年の疾病発生件数は 89 件，検査件数は 13,711 件を実施した。

平成 28 年度の目標設定は発生件数 92 件，検査件数を 14,175 件として実施した。

近年発生件数が増加傾向にある牛白血病の摘発に重点をおいた検査を実施した。

発生件数及び検査件数ともに過去 3 年間の平均と同程度ということで設定した。

目標値は現状を 100 として平成 25 年から 27 年のものを 100 として国が定める所定の計算式を書いてあるが 103.4 を目標として実施した。

事業実施成績は平成 28 年度の家畜の疾病発生件数は 113 件であり，検査件数は 15,672 件であった。発生件数は若干増えているが検査件数も増えているので充実度は 101.6 となった。

平成 28 年度の取組概要は以下の通り

- ・ B S E 検査 死亡した 440 頭全頭検査し陰性であった。(48 か月齢以上)  
家畜衛生関連情報を整備し共有した。
- ・ 鳥インフルエンザなど重大な動物感染症に備えた防疫演習を，県内で 24 回実施した。
- ・ 家畜衛生対策による生産性向上の推進  
鳥インフルエンザ等の伝染病が発生したときに必要となる資材を備蓄した。
- ・ 畜産物の安全性向上  
動物医薬品の適正使用実態調査を 50 戸実施した。  
薬剤耐性菌発現状況調査を 5 戸実施した。  
全体の対象家畜は 934 戸であり，うち 55 戸を調査したためカバー率は 5.9%となった。
- ・ 家畜衛生の推進に係る関連機器の整備  
伝染性疾病が発生したときに必要な検査機器を，3カ所の家畜保健衛生所に整備した。
- ・ 事業費 38,498,106 円，交付金 19,167,000 円

【意見交換】

委員 広島県において獣医師は充足しているのですか。

事務局 幸い広島県の獣医師は欠員にはなっていない。春と秋の年二回の採用試験実施やリクルート活動を行うなど，採用のための努力をしていることから確保できていると考える。

委員 韓国など周辺国で，鳥インフルエンザが流行した場合など，非常時の危機管理体制はどうなっているのですか。

事務局 鳥インフルエンザへの対策として，国内に入る空港や港の検疫所で検疫体制をとっており，旅行者の靴裏消毒などを徹底している。ただ，そこだけでは防げないため，最後の砦となる養鶏場での対応を強化している。部外者の立ち入り禁止だけでなく，海外から帰国後何週間か経過しているかを確認できなければ入れないよう体制をとっている。

韓国が流行っているということだけでなく，昨年冬は国内に多くウイルスがあったわけですが，農場に入らせないことを徹底指導している。

委員 こういった重大な疾病は発見してから対策するのではなく，周辺国で流行が始まったら，人の移動を止めるとか入国禁止にするとかの措置は出来ないのですか。

事務局 入国禁止のような措置はできない。鶏，鶏肉などの移動制限はできるが，人の往来は止められない。病原体を人が持ち込む可能性があるので空港とかでマットに薬液を散布して靴裏を自動的に消毒できるようにしている。ご指摘の通

りもっと徹底できれば良いが、現在できる範囲で対応している。

国が飼養衛生管理基準を設け鶏、豚など畜種ごとに若干基準は違うが防疫には力をいれており、特に鶏は徹底して立ち入り禁止にするなどしている。

委員 海外での発生予察はしているのですか。

事務局 常時実施しており、海外での発生状況を迅速に情報提供するとともにレベルの高い注意喚起を行っている。

#### (4) 農薬の適正使用等の総合的な推進，安全使用

##### 【説明概要】

農薬を適正使用することで食の安全を確保する取組であり，主に農薬危害防止の講習会で啓発をおこなっている。(危害防止講習会7回，497名)

農薬販売店への立ち入り検査は，県が農薬取締法の権限を委譲していない市町が3カ所あり，5年に一回計画的に検査した。(立入検査 販売店20店舗，使用者11名)

#### (5) 重要病害虫の特別防除等について

##### 【説明概要】

かんきつの重要病害虫であるチチュウカイミバエ，ミカンコミバエ，ウリミバエが発生すると，産地にとって大打撃となるため島しょ部，沿岸部において毎年調査を実施している。(8か月間×7か所=56回)

ウメ輪紋ウイルスについては3地域，16区域を調査し発生は確認されなかった。

#### (6) 輸出検疫条件の確立

##### 【説明概要】

かんきつ関係でミカンバエが問題となっており，いったん，産地に入ると問題となり，輸出停止となるため調査を実施している。

調査はハエを誘引するトラップを使用するとともに，ミカンの果実を切断し幼虫の寄生の有無を調査した。寄生果実調査において5カ所で発生が認められた。

#### (7) 水産物の安全の確保

##### 【説明概要】

広島県は全国一のかき養殖県であるとともに，アサリの生産も盛んであり，西は廿日市市大野町，東は尾道市，福山市にかけて生産されている。

平成4年に貝毒が発生して以降，貝毒対策実施要領を定め，春と秋に貝毒プランクトン調査と貝毒検査を実施している。

取組内容は，かき，アサリ，ムラサキガイを対象に3～5月，10月に25の定点でマウ

ス公定法を用いて延べ 209 回の検査を実施した。

近年は貝毒が毎年必ず発生するという状況にはないが、引き続き、貝毒の安全性確保のために監視調査を行う必要があると考えている。

#### (8) 養殖衛生管理体制の整備について

広島県では大竹市の阿多田島の沿岸でハマチ養殖が、中部海域の大崎上島町や福山市の田島などではヒラメやマダイの養殖が行われており、県の東部海域では海苔の養殖が行われている。内水面では放流用アユ種苗の中間育成や近年、広島レモンサーモン等で人気が出ているマス類や観賞用錦鯉の養殖も盛んに行われている。

こうしたなか、養殖水産物に対する医薬品や飼料の使用状況、養殖漁業の環境に大きな関心が寄せられているため、指導会の開催や現地で直接に養殖業者に対し衛生対策を指導している。

実績として全経営体の 97%において現地指導を実施している。また水産用医薬品指導会議を年に 4 回開催し啓発を行った。

#### 【意見交換】

委員 先日、海苔で食中毒が発生したが。

事務局 この事業で指導しているのは生産の場面であり、海苔についての虫を落とすのに酸を使う際に、適正に実施されているかどうかのチェックを行っている。

ご指摘の海苔の食中毒は加工業者がノロウイルスか何かに感染され、そのままの手で加工され発生した事例で、これらについては保健所等と連携して、海苔だけでなく牡蠣などと同様にノロウイルスの発生がないよう取組を進めていきたい。

## 4 産地パワーアップ事業について

### (1) 産地パワーアップ事業の概要

#### 【説明概要】

T P P 関連対策として、昨年 12 月に 27 年度補正予算事業で制度化された事業である。

事業の趣旨は、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高集積な作物・栽培体系への転換を図るための取組を推進することであり、生産・出荷コストを 10%以上低減、もしくは、販売額を 10%以上向上する目標を設定した産地を支援する。

支援内容としては、機械や機器のリース導入、施設整備、果樹の改植、パイプハウス等の資材購入のメニューがあり、補助率は 1/2 以内とされている。

当事業は、基金事業で、基金管理団体が国費を一括管理し、都道府県の申請に応じて配分する仕組みとなっている。

取組主体である生産者やJAが作成した取組主体事業計画を地域農業再生協議会が産地パワーアップ計画として取りまとめ、この計画を事業主体である県が、県の実施方針に基づき承認することで事業を実施する。

## (2) トマト産地の拡大

(株) 広島アグリネットファームが事業実施主体となり、三原市（佐木島）に新たに高度環境制御施設を整備し（47.5a）トマト生産を開始する。

三原市のトマトは約1haの面積であるが、今後は市とJAが一体となってトマト産地の発展拡大を計画している。その起爆剤として、産地をけん引する大規模経営体を育成する。具体的には三原市の農業者育成の研修制度に加え、平成30年からJAグループがトマトの実践研修農場を開設することにより新規就農者を育成していく。

### 【意見交換】

委員 目標設定をしておられるが、目標に行かない場合も考えられる。

例えば病害虫とかで苗が被害を受け生産が落ちる場合もあり、目標設定の妥当性はどうか。算出根拠はどのように出したのですか。

事務局 算出根拠については、現状は生産者5戸で1,400万円の売り上げだが、アグリネットファームが設立されることにより1億3千万の上積みがある。あと新規就農者が2名で1名あたり約1千万円の売り上げで1億5千万円のプラス設定をしている。現状の人は無理に目標数値を上げていない。

議長 資料の4-2の単位は千円ですよ。

事務局 修正する。

委員 簡単に1億円売上が上がるのですか。

事務局 販売金額として来年は約半分の6tを計画し、次の年に10t/10aを計画している。10t/10aの計画が無理かどうかというと、県内の通常のパイプハウスで栽培している夏秋トマトの産地において、10t/10aくらいは普通レベルの生産者ととれている。一方、高度な技術を持っている人では15t/10a程度とっている。さらに鉄骨など高度なハウスを利用し長期に栽培する場合は17t/10a程度とる生産者もいる。この経営体は収量を取ろうという栽培ではなく、品質を高めていく方針である。

委員 先ほど千葉県でやっている事例と言われたが、他の事例や試験研究などの事例を勘案して設定しているのですか。

過去に世羅町でのトマト栽培の事例を見学した（世羅菜園）が、今回はあのレベルの上をいくのか、または同等程度なのですか。

事務局 世羅町の事例とは若干違う栽培である。完全な水耕栽培でなく、土壌を使用し、ほぼ周年で（10ヶ月くらい）栽培する。

トマトは出荷先、スーパーなどをみてもお分かりになると思うが、糖度や大きさなど栽培方法を変えることによって様々なニーズに対応ができる。今回の10 t /10 a は決して無理な栽培ではない。

フレスタが入ることにより三原市で産地協議会を起ち上げた。フレスタや生産者、流通業者をメンバーに入れ、何ができるか検討していく予定である。

ハウスの形状や栽培方法も違うので統一はできないが、流通などで連携はできるのではないかと考えている。

これまで道の駅や産直市などで売られていたものが、より大きなブランドになる可能性もある。

議長 この件については目標値がどうなのかという質問があった。目標設定の根拠がはっきりされていればよい。

委員 その他、資料中の文章をもっと整理してもらわないといけない。

資料4-1で「支援」といった体言止めの使用ではおかしい。

資料3-2の畜産物の安全の確保の中の読点の使い方など文章のチェックをお願いします。

事務局 了解した。